省　令

○文部科学省令第二十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月十一日

文部科学大臣　下村　博文

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9　平成二十六年度の私立の大学の収容定員（医学又は歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条に定めるもののほか、平成二十五年十一月十一日から同月十五日までの間に文部科学大臣に申請することができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百四十五号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条第一項の規定に基づき、ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション（ヨーロッパ）リミテッドが日本において保険業を行うことを平成二十五年十月二十五日付けをもって免許したので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　外国保険業者の名称、本店の所在地及び設立の年月日

名　称　ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション（ヨーロッパ）リミテッド

本店の所在地　グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ロンドン、フェンチャーチ・ストリート９０、ＥＣ３Ｍ、４ＳＴ

設立の年月日　二〇〇七年一月三十日

二　外国保険業者の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

三　外国保険業者の日本における代表者の氏名及び住所

氏　名　杉浦　元弘

住　所　東京都杉並区天沼三丁目三十九番五号

四　免許の種類

外国損害保険業免許

五　外国保険業者の日本における主たる店舗

東京都港区海岸二丁目一番十六号

○政治資金適正化委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四五三〇	二五、一〇、一八	大橋　泰子
四五三一	二五、一〇、一八	出口　悟
四五三二	二五、一〇、一八	毛马　裕史

○消防庁告示第十八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十一月十一日

消防庁長官　大石　利雄

ＡＦＥ―⑪―1174	株式会社ゲットクリーンコート	
ＡＦＥ―㉖―1175	有限会社横山竹材店	
Ｃ―㉝―7089	有限会社夢のクリーニング・フタバ	
Ｅ―㉓―44367	谷口　真人	
Ｅ―⑩―44369	有限会社プロス	
Ｅ―⑩―44370	宮原　政彦	
Ｅ―㊵―44371	株式会社司建装	
Ｅ―㊵―44372	福岡内装センター株式会社	
Ｅ―㉗―44373	池田　和雅	
Ｅ―⑬―44374	株式会社成和	
Ｅ―⑩―44375	緑埜　城	
Ｅ―⑬―44376	西川商店株式会社	
Ｅ―⑪―44377	有限会社美装社	
Ｅ―⑬―44378	株式会社スタジオムンド	
Ｅ―㉚―44379	才藤　敬吾	
Ｅ―⑨―44380	星　大雄	
Ｅ―⑬―44381	株式会社アサヒ工芸	
Ｅ―⑬―44382	株式会社タイレル	
Ｅ―㉗―44383	株式会社エイチ・イン・ソリューション	
Ｅ―③―44384	株式会社ぜんきち	
Ｅ―㉒―44385	河内山　守	
Ｅ―㉓―44386	株式会社インテリア鈴幸	
Ｅ―㉑―44387	福西　清	
Ｅ―㉒―44389	高橋　勇貴	
Ｅ―⑪―44390	ビー・アイ・エス株式会社	
Ｅ―⑥―44391	長沼　美和	
Ｅ―⑭―44392	有限会社リード	
Ｅ―㊳―44393	藤本　健次郎	
Ｅ―㉗―44394	波多野　勝彦	
Ｅ―⑨―44395	株式会社インテリアミタ	
Ｅ―⑭―44396	有限会社ビーシンク	
Ｅ―⑦―44397	佐々木　賢	
Ｅ―⑬―44398	株式会社成	
Ｅ―㉓―44399	有限会社平阪総業	
Ｅ―㉑―44400	株式会社Gross	
Ｅ―㉗―44401	ティプラン株式会社	
Ｅ―⑬―44402	株式会社インテリアアイエム	
Ｅ―⑫―44403	宮地　宏	
Ｅ―㊱―44404	安永　隆男	
Ｅ―㉓―44405	有限会社マイプロジェクト	
Ｅ―⑬―44406	株式会社乃村工藝社	
Ｅ―⑬―44407	株式会社大雄装工	
Ｅ―④―44408	株式会社オオウチ工芸	
Ｅ―⑪―44409	中川　裕司	
Ｅ―㊵―44410	株式会社ゴダイ	
Ｅ―㉓―44411	株式会社シンクリエイトワークス	
Ｅ―⑬―44412	有限会社ＹＳＴサイキ	
Ｅ―㉝―44413	有限会社クラタ	
Ｅ―⑬―44414	香月　裕子	
Ｅ―②―44415	株式会社千葉工芸社	
Ｅ―㉗―44416	シンコー株式会社	
Ｅ―㉓―44417	出原　尚次郎	
Ｅ―㉗―44418	有限会社インホーム	
Ｅ―㉔―44419	有限会社インテリアきさか	
Ｅ―㉔―44420	ＮＴ内装株式会社	
Ｅ―㉗―44421	株式会社立花	
Ｅ―㊵―44422	城戸　隆志	
Ｅ―④―44423	株式会社Rumor　Design	
Ｅ―㉔―44425	有限会社アースハンド	
Ｅ―㉛―44426	有限会社インテリアフナコシ	
Ｅ―㊻―44427	河野　道則	
Ｅ―㉔―44428	株式会社データコーポレーション	
Ｅ―㉗―44429	林　久之	
Ｅ―⑳―44430	千野　洋史	
Ｅ―⑫―44431	株式会社リンクスコーポレーション	
Ｅ―㉗―44432	株式会社松屋	
Ｅ―㉔―44433	西川　茂也	
Ｅ―㉗―44434	株式会社スリーエス	
Ｅ―㊵―44436	物部　武司	
Ｅ―㊵―44437	重松　俊明	
Ｅ―㊵―44439	株式会社福岡インテック	
Ｅ―㉓―44440	中西　喜弘	
Ｅ―⑪―44441	オレンジデザイン株式会社	
Ｅ―㉝―44442	森　保之	
ＦＥ―㉓―1350	丸満産業株式会社	
ＦＥ―①―1351	秋山興業株式会社	
Ｆ―㉒―1352	有限会社鳶松井組	
Ｆ―㉜―1353	アクセス有限会社	
Ｆ―㉔―1354	三和商事株式会社	
Ｆ―㉔―1355	有限会社ピレネーエキスパート	
ＦＥ―⑬―1356	株式会社イシバシ	
Ｆ―⑫―1357	富士通商株式会社	
ＦＥ―⑪―1358	株式会社Grandline	
ＦＥ―⑬―1359	日本体育施設株式会社	
Ｆ―㉘―1360	株式会社ヒメプラ	

○法務省告示第四百十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年十一月十一日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　ロバート・ジャヴィン＝フィッシャー

生年月日　千九百八十二年十月十九日

国　籍　連合王国